

「いわみ道の駅」設立協議会設置要綱

平成25年5月10日

岩美町告示第24号

（設置）

第1条 「いわみ道の駅」整備計画策定に関して、専門的な見地からの検討、審議を行うため、「いわみ道の駅」設立協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次の事項について調査、検討及び協議する。

- （1）道の駅の設置に関すること。
- （2）道の駅施設の適正な配置計画に関すること。
- （3）道の駅施設の種類、規模及び構造に関すること。
- （4）実施設計、管理運営計画等に関すること。
- （5）その他会長が必要と認める事項

（組織）

第3条 協議会の委員は15人以内で組織し、岩美町長の職に在る者の他、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1）関係諸団体の代表者又は代表者の推薦する者
- （2）生産者及び加工グループ代表者
- （3）地域住民代表
- （4）その他町長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から「いわみ道の駅」設置の日までとし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は町長が務める。

- 2 副会長は委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 会長は、計画策定のために必要な調査、研究、資料の整備のため、協議会に専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、産業建設課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月10日から施行する。